

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に黒須邦昭農業委員、藤波貢農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、尾崎主任を任命した。

4 議 事

議案第5号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第5号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、地目は登記、現況ともに畑。形態は転用で、用途は自動車修理工場の敷地拡張である。施設は鉄骨造の平屋建であり、開発の許可が必要となる。令和3年10月7日付で農振除外となっている。農地区分は第1種農地である。上尾市土砂等のた

- い積に関する条例に該当するため、担当課へ申請書を提出している。
- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
- (報 告) 申請番号1について、上平地区の市村推進委員が報告した。5月20日(金)、担当委員4名で現地調査を実施した。現状は栗畑として管理されている。低い土地なので盛り土の計画があるが、周辺の畑には大きな問題は無いと考えられる。選定理由書の内容を説明した。
- 議 長 本件について他に意見を求めた。
- 新木農業委員 拡張用地の利用計画図を見ると、かなりの高低差がある。500 m³を超えるので上尾市土砂等のたい積に関する条例が適用になるという説明だが、搬入される土量はどのくらいの量で、搬入に際して車両の出入りはどのような計画なのか。また、隣地に農地があり、雨水の抑制対策が必要と思われる。浸透井戸、浸透枡、浸透管が計画されているが、雨水対策抑制の必要量を基準に対してどの程度満たしているのか伺う。
- 事 務 局 盛土によるたい積の土量について、担当課に提出された申請書によれば、1,906 m³を搬入する計画となっている。搬入経路は、資材の置いてある鴻巣市から、6 t ダンプカーが1日最大18台で搬入し、会社敷地の県道側から、既存の出入り口部を使う計画になっている。雨水の排水計画に関しては、開発担当部署での雨水対策基準については確認していないので、担当課に確認して改めて回答したい。
- 新木農業委員 説明にあったが、鴻巣市にストックしてある残土は、事業者が自社の事業で発生した残土をストックしたものなのか。
- 事 務 局 事業者が自社搬入するのではなく、盛土に関しては外部業者へ発注している。鴻巣市に残土置き場があり、そこからの搬入と伺っている。
- 新木農業委員 土地利用計画図によれば、土留め等にコンクリート製の既製品を設置する計画になっているが、残地となる農地部分は、雨水が溜まってしまおうのか浸透するのかわからないが排水についてどのよ

うな対応を考えているのか。

事務局 たい積の手続きに際して、担当課へは隣地の同意書を添えて申請している。隣接する農地への被害防除に関しては、農地転用に際して確認している。また、排水計画は開発担当課で確認しており、事務局としては問題ないと判断している。

議長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第5号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第6号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上尾地区で、地目は全て登記、現況ともに畑の8筆である。納税猶予区分は相続税、続柄は夫婦である。申請番号2、申請番号3は関連する案件で、申請番号2が息子、申請番号3は息子の嫁が相続するというものである。申請番号1が6分の4、申請番号2が6分の1、申請番号3が6分の1という配分になっている。同一の案件として審議願いたい。

議長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報告) 黒須農業委員が報告した。申請番号1から3は同一案件として説明する。5月23日(月)、地区担当委員3名で現地を確認した。現地にはブドウ、柿、ブルーベリー、栗などが植えられ、農地としては何ら問題ないことを確認した。

議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第6号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 議案第7号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は原市地区、登記、現況ともに畑の計6筆である。事由は事由発生者の死亡で、続柄は親子である。事由発生者の従事日数が320日、他の2人が320日、100日となっており、従事日数は問題ない。現地は東側が作付けされている。他は農地として保全管理されており、事務局としては問題ないと考えられる。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第7号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 議案第8号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1は大石地区で、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。福祉施設の東側にある農地で、きれいに作付けされており、問題は無いと考えられる。

申請番号2、申請番号3は大谷地区で、登記、現況とも畑の4筆である。申請番号2と申請番号3は、ともに2分の1の共有持ち分で、同一案件としてご審議願いたい。写真にあるとおり、現地は作付けされていないが、保全管理されており、問題は無いと考えられる。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第8号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第9号 令和4年度5月期農用地利用集積計画の承認について

議 長 関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき一時退席を促す。会長の一時退席に際し、通常は会長代理が議長を務めるが、欠席のため議長の選任方法を諮る。

	〔「議長一任」の声あり〕
議長	中立委員である千葉委員を指名した。
関係委員	一時退席。
千葉農業委員	担当課である農政課に説明を求めた。
農政課	制度について説明し、議案書を朗読した。
千葉農業委員	本件について意見を求めた。
藤波農業委員	設定期間は2～3年が多いのには何か理由があるのか。また、再設定の場合、同一人に貸す場合が多いのかを伺う。
農政課	設定期間に関しては個人の都合によるが、期間が長くなることによるリスクもあるので、短い期間で継続する方法を選んでいると思う。再設定では同じ人に貸す場合が多い。
千葉農業委員	本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第9号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
関係委員	審議が終了したため、関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員の入室について求めた。 入室。

5 報告第2号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時55分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年5月25日

議 長

署名委員

署名委員